

1. 資格の継続について

平成23年度公認スキーパトロール研修会（第1会場、第2会場）申込者については、東日本大震災で研修会が中止になったことにより、「3年に1度研修会に出席しなければならない。」の規定を平成24年7月31日まで適用しません。今年度研修会に参加することで、資格が継続します。

2. 参加料の返金について

平成23年度公認スキーパトロール研修会（第1会場、第2会場）申込者及び、スキーパトロール技術競技大会参加チームには、東日本大震災で事業が中止になりましたので、その参加料を返金しました。